

就労定着支援の指定基準等

【対象利用者・支援内容】

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用を経て一般就労後、6 か月経過した障がい者に対する就労継続のため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴う生活面の課題解決の支援を行う。
※一般就労後 6 か月までは、就労前に利用していた上記事業所が就労定着のための支援を行う。（運営基準上の義務あり。就労移行支援体制加算で評価）
- 利用期間は最大 3 年間（一般就労後 6 ヶ月～3 年 6 ヶ月の間）、1 年ごとに支給決定更新。利用後は、必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引継ぎ、協力（就労定着実績加算）

事業者要件

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の指定を受け、過去 3 年間において平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている事業者
→過去 3 年間のうちに一般就労者 3 人以上であれば事業者要件を満たす。（就職実績でカウント）
指定の更新時にも上記の要件を満たすこと。（毎年要件を満たす必要はない）
事業所単位で指定を行う。
（上記のサービスを多機能型事業所として指定を受けている場合は、いずれかのサービス種類に紐付いて要件を確認し、就労定着支援の指定を行う。）
※就労定着支援は多機能型事業所の対象外、利用定員なし

人員基準

- 管理者
- サービス管理責任者（就労分野）60：1（常勤）、60 を超えるものは+40：1
→個別支援計画のモニタリングは **3 月以内に 1 回**
※就労定着支援事業所が就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の指定を併せて受け、一体的に就労定着支援を運営する場合は、一体的に行うサービスの利用者合計数に対する配置が良い。
※客観的な評価を行うため就労定着支援員とサービス管理責任者は異なる者でなければならない。
- 就労定着支援員 40：1（常勤換算）
※指定から 6 月未満は、一体的に実施する就労移行支援等の過去 3 年間の一般就労後 6 か月就労継続者数×70%を利用者数として必要となる就労定着支援員を配置する。
※資格要件はないが、就労支援経験者が望ましい。

(就労定着支援の一体的な運営のイメージ)

【就労移行支援事業所】 管理者 サービス管理責任者 60：1 職業指導員+生活支援員 6：1（1人は常勤） 就労支援員 15：1（1人は常勤）	【就労定着支援事業所】 管理者（左記と兼務可） サービス管理責任者 60：1（左記と兼務可） 就労定着支援員 40：1 （常勤要件のない左記の職員で時間帯を分けて兼務可） 事務室は他の事業と明確に区画すれば兼務可
--	--

設備基準

- 事業に必要な広さの事務室又は区画を有し、必要な設備・備品を備えること。支障がなければ同一敷地内の他の事業所等の相談室など設備・備品を兼用可。

運営基準（主なもの）

- 職場への定着のための支援として、
 - ・月 1 回以上、利用者と対面しての支援（報酬算定要件、必須）
 - ・月 1 回以上、利用者の事業主を訪問し職場での利用者の状況を把握（努力義務）
※障がい非開示で就職している場合等の特段の理由がない限り月 1 回以上の事業主への訪問を可能な限り行うことが求められる。
 - ・支援中に利用者が離職した場合、利用者の就職希望があれば便宜を図る義務。（計画相談支援事業所と連携して他の指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等）
- 従業者、会計等の諸記録のほか、他の支援機関の利用状況や他の支援機関との連携状況をケース記録等に整備し、5 年間保存。

報酬

就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援を受けた総利用者数のうち前年度末の就労継続者の割合）及び利用者数（全利用者延べ数を開所月数で除した数）による報酬（月額報酬）
新規指定時は、一体的に運営する就労移行支援等における過去 3 年間の就職者総数のうち前月末時点の就労定着者の割合及び利用者数（指定後 6 月未満は一体的に実施する就労移行支援等の過去 3 年間の一般就労後 6 か月就労継続者数×70%）による報酬

自立生活援助の指定基準等

【対象利用者・支援内容】

- 利用者は以下のとおり
 - ・主な想定は、退所後 3 か月以内の知的障がい者や精神障がい者で、一人暮らしの生活環境の整備に係る支援が必要な人
 - ・一人暮らしをしており、生活面に課題のある人
 - ・障がい・疾病のある家族との同居により家族による支援が見込めず、生活面に課題のある人
- 定期的な居宅訪問や随時の対応等により、利用者の日常生活上の課題を把握し、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。
- 障害支援区分全般（訓練等給付費）
- 標準利用期間は 1 年間（必要があれば更新可）
- 退所後 1 年未満と 1 年以上で報酬区分が異なるため、支給決定期間の設定及び基本決定に留意

事業者要件

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・宿泊型自立訓練・共同生活援助・障害者支援施設・相談支援（一般・特定）の指定を受けて事業を行う事業者
※自立生活支援は多機能型事業所の対象外、利用定員なし

人員基準

- 管理者
- サービス管理責任者（地域生活(知的・精神)分野）30：1、30を超えるものは+30：1
（利用者がいない場所での支援のため、GHと同じ配置基準）
※常勤要件なし
※客観的な評価を行うため地域生活支援員とサービス管理責任者とは異なるものでなければならない。
→個別支援計画のモニタリングは3月以内に1回
- 地域生活支援員 25：1が標準
※指定から6月未満は、利用者の推定数×90%を利用者数として必要とする地域生活支援員を配置。（標準の人員基準を超えて30：1以上となった場合は低い報酬を算定）
※従業者は原則専従だが、サービス提供に支障がない場合は、当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事することができる。
相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者との兼務は、業務に支障がない場合として認める。
（自立生活援助の従事時間を兼務する他の職務の常勤換算に算入することはできない）

設備基準

- 事業に必要な広さの事務室又は区画を有し、必要な設備・備品を備えること。
支障がなければ同一敷地内の他の事業所等の相談室など設備・備品を兼用可。

運営基準（主なもの）

- 自立した生活のための支援として、
 - ・おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問して利用者の状況を把握（報酬算定要件は、月2回以上の定期的な訪問が必須）
 - ・利用者の状況に応じ、携帯電話等により利用者又はその家族等と24時間常時の連絡体制を確保し、利用者からの通報があった場合に速やかに居宅への訪問等により状況把握を行う義務。
 - ・必要な情報提供や助言・相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他必要な援助・措置を行う義務。
- 定期的な訪問支援や随時の通報による措置の内容（日時、利用者の状況、相談内容、対応状況等）を具体的に記録。
また、従業者、会計等の諸記録のほか、他の支援機関の利用状況や他の支援機関との連携状況をケース記録等に整備し、5年間保存。

報酬

利用者が退所後1年未満と1年以上に区分した報酬及び地域生活支援員1人あたりの利用者数（指定後6月未満は、利用者の推定数×90%）が30以上・未満による報酬（月額報酬）

日中サービス支援型共同生活援助の指定基準等

【対象利用者・支援内容】

- 利用者は、重度化・高齢化のため日中活動サービスを利用できない障がい者（日によって利用できない障害者を含む。）障害支援区分の要件はなし
- 共同生活住居ごとに、昼夜を通じた介護等の支援を行う。
- 地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所を併設
- 計画相談支援のモニタリング標準期間は他のGHの類型（6ヶ月）より短く3ヵ月間に1回

事業者要件

- 短期入所（単独型か併設型1床以上）を併設又は同一敷地内で行うこと
- 自立支援協議会等に年1回以上運営報告を行い、評価を受け、助言等を聞く機会を設けること（報告に係る記録は5年間保存）

人員基準

- 管理者（常勤）
- サービス管理責任者（地域生活(知的・精神)分野）30：1、30を超えるものは+30：1
※世話人及び生活支援員との兼務可。ただし、入居定員20名以上の場合は専従に努めること。
→個別支援計画のモニタリングは6月以内に1回
- 世話人 5：1以上（4：1、3：1であれば報酬で評価）
- 生活支援員 利用者の障害支援区分に応じた必要数（現行のGHの基準と同じ）
※上記の世話人・生活支援員は、夜間及び深夜の時間帯以外に従事。
- 夜間支援従事者 共同生活住居ごとに1以上
※夜間支援従事者：夜間及び深夜の時間帯を通じて夜勤職員（宿直は不可）として配置する世話人又は生活支援員
（夜間支援等体制加算は算定不可、代わりに夜勤職員加配加算あり）
※既存の建物を共同生活住居とする場合で、共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに、常時、世話人・生活支援員及び夜間支援従事者を1人以上配置する必要がある。
※夜間支援従事者は、月に2日連続または4日間の配置基準未充足により翌月減算。

★共同生活
住居ごとに
24時間の
配置が必要

1人以上
は常勤

設備基準

- 共同生活住居の入居定員は2～10人。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 共同生活住居ごとに利用者の生活に必要な設備を設けること。（従業者のみ使用する設備は共有可）
- 同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、集約して立地し、地域との交流を図るグループホームの趣旨に支障がないよう留意。
- 1人暮らしを想定したサテライト型住居はなし
（運営のイメージ）

<p>【日中サービス支援型共同生活援助】 定員2～10人（最低合計定員は4人） ※入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者が地域の中で共同して暮らせる配慮がされている場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合、1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計は20人以下とする。</p>	<p>【短期入所】 定員1～5人 （空床利用型は不可）</p>
---	--

※日中サービス支援型共同生活援助と短期入所の職員が兼務

運営基準（主なもの）

- 利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づき、日常の介護はもとより、利用者が充実した地域生活が送れるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を行うよう努力義務。
- 日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、計画相談支援事業所や他の指定障害福祉サービス事業所との緊密な連携を行うよう努力義務。

報酬

日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の基本報酬（1日単位で選択）※区分2以下の利用者に日中支援を行う場合は日中支援加算(Ⅱ)

居宅訪問型児童発達支援の指定基準等

【対象利用者・支援内容】

- 利用者の主な想定は、重症心身障害児等や人工呼吸器の装着等により医療を要する者、重い疾病のため免疫抑制剤の服薬等から感染症による重症化のリスクが高い者などで、本人の状況から通所できない者
※対象年齢は、小学校就学前に限らず満 18 歳に達するまで利用可能
- 児童発達支援や放課後等デイサービスと同様の支援（個別支援・集団生活への対応支援・家族支援）
- 障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出が必須（セルフプランは不可）、医師の診断書等を確認のうえ、支給決定（体調不安定なことが想定されるため、週 2 回を目安）
- 外出困難で障害児通所支援を受けられない障がい児が対象なため、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは原則想定されないが、通所施設へ通うための移行期間としての組み合わせ等は差し支えない。

事業者要件

要件はないが、重度の障がい児に対する専門的な支援が必要なことから、現在の障害児通所支援事業所を想定し、多機能型事業所として実施可能

人員基準

- 管理者
※当該事業所の児童発達支援管理責任者と訪問支援員の両方の兼務は不可（片方は可能）
- 児童発達支援管理責任者
→通所支援計画のモニタリングは 6 月以内に 1 回
※児童発達支援管理責任者と訪問支援員との兼務は可能
- 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援に必要な数
※以下の資格要件が必要
（要件 1）
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、保育士の資格取得 又は
 - ・児童指導員、心理指導担当職員として配置（要件 2）
上記資格取得後又は配置後、直接支援業務に 3 年以上
（保育所等訪問支援と同様、より専門的で実務経験のある訪問支援員を配置した場合の加算あり）
※兼務については、同一人物が指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務の形態は可能。
※多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合でも児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能。

設備基準

- 事業に必要な広さの事務室又は区画を有し、必要な設備・備品を備えること。支障がなければ同一敷地内の他の事業所等の設備・備品を兼用可。
- 手指の洗浄等、感染症予防に必要な設備等を配備するなどの配慮を行う。

運営基準（主なもの）

- 身分証（名札等）を携行
- 障がい特性に応じた障害児の成長を促すための個別支援を行うとともに、将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援、それらに付随する家族支援（相談援助）を行う。

※設備基準・運営基準は保育所等訪問支援と同じ。利用定員なし。

報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費（日額報酬）

引用：H30.1.10 厚生労働省障害福祉課事務連絡
厚生労働省障害者部会（第 86 回・第 88 回）
H30 報酬改定検討チーム資料
解釈通知 等

共生型サービスの特例による指定基準等

【対象利用者・支援内容】

- 介護保険制度と障がい福祉制度の類似サービスについて、既に指定を受けている事業所が共生型サービスの特例による指定を受けたいうで、本来の指定サービスと共生型サービスを同じ時間に同じ事業所内で行う。(仕切りは不要)
- 利用者は、各サービスの支給決定や要介護認定等を受けて利用。

事業者要件

児童福祉法・障害者総合支援法・介護保険法の訪問（ホームヘルプ）・通所（デイサービス）・短期入所（ショートステイ）のいずれかの対象サービスの指定を受けている事業者。

人員・設備基準

- 高齢者及び障害児者の利用者合計数で、本来の指定サービスにおける人員・設備基準を満たすこと。
本来の指定サービスの利用定員内で高齢者及び障害児者の合計数を受け入れること。
(設備は、障がい児者が使用するものに適したものとすよう配慮すること)
(参考) 共生型障害福祉サービス等の指定基準に記載されている事項 (介護保険の要件)
※通所介護 (地域密着型を含む)：食堂及び機能訓練室の面積要件 (一人あたり 3 m²)
※短期入所生活介護 (介護予防を含む)：居室の面積要件 (一人あたり 10.65 m²)
※ (看護) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)：
(通いサービス) 登録定員 (29 人以下)、利用定員 (登録定員の 18 人以下) 等
(宿泊サービス) 面積要件 (一人あたりおおむね 7.43 m²)

運営基準 (主なもの)

- 共生型サービスの運営基準を満たすこと。
- 適切なサービスが行えるよう、他の指定事業所等から技術的助言を得ること。

報酬

ホームヘルプサービスは、指定障害福祉サービスの報酬・加算と同じ。
デイサービス及びショートステイは、共生型の基本報酬を別途設けるとともに、共生型独自の加算や、本来の加算も算定可能。

(参考) 介護保険制度と障がい福祉制度

- ※共通部分：個別支援計画の作成、モニタリング、運営規程・重要事項説明書の掲示、職員研修体制、苦情解決措置、事故報告、虐待防止体制 等
- ※会計区分：本来の指定サービス事業と、共生型サービス事業の会計を分けること (共通する支出は、合理的な按分方法により算出)
- ※手続きの違い：
 - 法定代理受領による給付費の通知 介護保険は不要、障がいは事業者が通知
 - サービスの決定 介護保険はケアマネージャー、障がいは市町村
 - 利用者契約報告 介護保険は不要、障がいは事業者が市町村へ報告 (短期入所除く)

(参考) 共生型サービスの特例による指定を受ける場合の対象事業は、以下のとおり。

介護保険法		障害者総合支援法		児童福祉法
訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護	⇔	—
通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護	⇔	児童発達支援 放課後等デイサービス
	⇔	自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練)	⇔	—
短期入所生活介護 (介護予防を含む)	⇔	短期入所	⇔	—
(看護)小規模多機能型 居宅介護(介護予防を含む)	→	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 短期入所	、	児童発達支援 放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児者を対象とする生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービスは除く。